

# こがねい事業者特別支援金

## 申請要領

事業収入等（売上高と新型コロナウイルス感染症の影響に伴い支給された給付金等のうち課税対象となる給付金等の合計）が15%以上減少している市内事業者を対象とした支援金

### 【受付期間】

令和3年5月17日（月）～7月31日（土）消印有効

### 【ホームページ】

[https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/sangyou\\_rousei/chushokigyo/tokubetsushienkin.html](https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/sangyou_rousei/chushokigyo/tokubetsushienkin.html)

申請書等はここからダウンロードできます。



## こがねい事業者特別支援金とは

新型コロナウイルス感染症による影響が拡大・長期化していることに伴い、売上が減少している市内事業者を対象に、市内における経済活動の維持及び事業継続の支援を目的とした支援金を支給するものです。

### 1. 支給対象者（以下の要件をすべて満たす者）

(1) 次の表に当てはまる法人又は個人事業主（みなし大企業を除く。）

	業種 (中小企業基本法に基づく分類)	次のいずれかに該当すること	
		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
会社又は 個人事業主	製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
会社以外の法人		-	300人以下

(2) 令和2年12月31日以前から市内に事業所を有して事業を行っており、申請日現在も引き続き市内に事業所を有して事業を継続していること

注1：倉庫、社宅、駐車場等、物の生産や販売、サービスの提供が従業員と設備を有して継続的に行われていない場所は、事業所には該当しません。

(3) 令和2年中の事業収入等が、平成31年（令和元年）中の事業収入等と比較して15%以上減少していること

※ 平成31年2月1日以後に開業の場合は、要件の特例があります。

注2：本制度における事業収入等とは、売上高及び新型コロナウイルスの影響に伴い、国、東京都及び小金井市等から事業に関連して支給された給付金等のうち、課税対象となるもの（例：持続化給付金、家賃支援給付金、感染拡大防止協力金等）との合計額をいいます。（以下同じ。）

(4) 個人事業主にあつては、令和2年分の確定申告における主たる収入が事業収入であること、かつ、被扶養者でないこと

(5) 小金井市税の納税義務者であつて、令和2年度以前に納期が到来している市税に滞納がないこと（徴収猶予がされている場合又は分割納付の誓約がされており、履行が確実に行われている場合を除く。）

(6) 次のいずれにも該当しないこと

ア 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人

イ 法人税法上の収益事業を行っていない法人

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織又は団体

オ 小金井市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらと密接な関係を有する者

カ 事業を行うにあつて必要な許認可等の届出を行っていない者

キ その他市長が適当でないとする者

## 2. 売上等減少要件の詳細

- (1) 開業日が平成31年1月以前の場合  
令和2年1月から同年12月までの事業収入等が、平成31年1月から令和元年12月までの事業収入等と比較して15%以上減少していること
- (2) 開業日が平成31年2月以降の場合  
令和3年1月から同年3月までの事業収入等が、令和2年1月（開業日が令和2年2月1日以降の場合は、開業日が属する月）から同年12月までの事業収入等の1月当たりの平均額（1円未満の端数金額は四捨五入）に3を乗じて得た額と比較して15%以上減少していること

## 3. 支給額

1 事業者当たり上限10万円

支給額の算出方法は以下のとおり。

- (1) 開業日が平成31年1月以前の場合  
上記2(1)の方法により算出した事業収入等の減少額（千円未満切り捨て）
- (2) 開業日が平成31年2月以降の場合  
上記2(2)の方法により算出した事業収入等の減少額に4を乗じた額（千円未満切り捨て）

## 4. 提出書類（以下の(1)~(4)の全ての書類と必要に応じて(5)及び(6)の書類を提出してください。

- (1) こがねい事業者特別支援金支給申請書兼請求書（市指定様式）
- (2) 小金井市で事業を行っていることが確認できる書類  
【法人の場合】
  - ・直近の事業年度の確定申告書別表1の控え及び法人事業概況説明書の控え（全2ページ）の写し（法人設立後確定申告時期が未到来の場合は、法人設立・設置届出書の写し）【個人で青色申告を行っている場合】
  - ・令和2年分の確定申告書第1表の控え及び所得税青色申告決算書の控え（全4ページ）の写し【個人で白色申告を行っている場合】
  - ・令和2年分の確定申告書第1表の控え及び収支内訳書の控え（全2ページ）の写し

※ 確定申告書は、收受日付印が押印されたものを提出してください。なお、電子申告の場合は、受信通知メールを添付してください。
- (3) 申請書に記載した事業収入等の金額を確認できる書類の写し
  - ア 売上高  
月別売上金額が記載された法人事業概況説明書又は青色申告決算書、売上台帳、試算表、売上明細等
  - イ 新型コロナウイルスの影響に伴い支給された課税対象となる給付金等の金額  
支給を受けた給付金等の金額が分かる書類（支給決定通知の写し等）
- (4) 支援金を振り込む口座の情報が確認できる書類  
預金通帳等の写し等（金融機関名、店番号、口座名義（カナ）及び口座番号が分かるもの）

(5) 開業日を確認できる書類（開業日が令和2年2月1日以降の場合のみ提出）

【法人の場合】

- ・法人設立・設置届出書又は履歴事項全部証明書（設立日が令和2年12月31日以前のもの）の写し

【個人の場合】

- ・個人事業の開業・廃業等届出書（開業日が令和2年12月31日以前、かつ、税務署収受日が令和3年2月1日以前のもの）の写し

(6) 申請者本人名義の健康保険証の写し（法人の場合は提出不要）

※上記書類のほか、審査において必要な書類の提出を別途求める場合があります。

## 5. 申請方法

提出書類一式を、下記送付先まで郵送にて送付してください。

送付先）〒184-8504

小金井市本町6-6-3 小金井市市民部経済課「こがねい事業者特別支援金」宛

- ・申請書受領後、書類の審査を経て、3週間程度で指定口座に振り込みます。
- ・支給の可否について、申請者宛てに通知を送付します。
- ・申請書は経済課（第二庁舎4階）等で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

## 6. 申請期間

令和3年5月17日（月）～7月31日（土）消印有効

## 7. 問合せ先

小金井市市民部経済課産業振興係 電話042-387-9831（平日8：30～17：00）